

第25号議案

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについての議案
に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについての議案について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和6年9月9日

滋賀県教育委員会

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについての議案
に関する意見について

格別の意見はない。

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

滋賀県立高等学校における補助金等の一部の返還が不可能となったことに係る損害賠償の額を次のとおり定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議決を求める。

2, 446, 651円

（参 考）

令和6年7月1日滋賀県東近江市伊庭町13番地滋賀県立能登川高等学校において、部活動の会計が適正に処理されず、資金が不足し、補助金等の一部の返還が不可能となったことにより、
ほか14者に対し、損害を与えたことによる賠償金である。